

# 人権チェックリスト

平成28年

7月号



あなたの周りに、パートナーや恋人からの暴力に悩んでいる人はいませんか？

## ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

内閣府男女共同参画局が平成27年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査報告書」によると、結婚したことのある女性のうち約4人に1人が、配偶者からの「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」といった暴力（DV）を受けたことがあり、約10人に1人が繰り返しDVを受けたことがあるという結果が出ています。また、交際相手からの暴力（デートDV）についても、女性の約5人に1人が被害を経験しています。DVの被害は女性だけにとどまらず、子どものいる家庭では子どもの身体や心にも多大な影響を及ぼすおそれがあり、決して許されるものではありません。

### 身体的暴行

殴る、蹴る、物を投げつける、刃物などを突きつける、髪をひっぱる、突き飛ばす など

### 心理的攻撃

大声でどなる、他の異性との会話を許さない、何を言っても無視して口をきかない、交友関係や電話・メールを細かく監視する、子どもに危害を加えると言って脅す など

### 経済的圧迫

生活費を渡さない、借りたお金を返さない、仕事を辞めさせる など

### 性的強要

性的な行為を強要する、避妊に協力しない など

## チェック

DVは親密な関係のなかで起きるため、被害を受けている事に気づきにくいものです。また、被害者が「自分さえ我慢すればいい」などと考えて誰にも相談せず、事態を深刻化させてしまうことがあります。

DVを受けていると思ったら、ひとりで悩まず、相談しましょう。

DVについて相談を受けたら、話をしっかり受け止め、相談窓口を紹介しましょう。

相談窓口	県子ども・女性・障害者相談センター	☎073-445-0793
	紀南DVセンター	☎0739-24-3322
	県男女共同参画センター “りいびる”	☎073-435-5246

### 女性の人権ホットライン

女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

平日 8:30~17:15

☎0570-070-810

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

